

環境活動レポート

(No 13)

グリーンリサイクル協同組合

取組期間

(2019年4月～2020年3月)

令和元年5月25日 作成

目次

1	組織の概要	3
(1)	事業所名及び代表者.....	3
(2)	所在地.....	3
(3)	環境保全関係の責任者及び連絡先.....	3
(4)	業務内容.....	3
(5)	事業の規模.....	4
(6)	EA21 運営体制	4
(7)	処理工程図.....	5
(8)	臭気対応消臭処理フロー.....	6
(9)	環境への負荷の状況.....	7
(10)	環境コミュニケーション.....	8
2	対象範囲	9
3	環境方針	10
4	環境目標	11
5	環境活動計画	12
6	環境目標の実績	13
7	環境活動計画の取組結果とその評価、次期の取組.....	16
(1)	取組結果とその評価.....	16
(2)	次期の取組内容.....	17
8	環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....	18
9	代表者による全体評価と見直しの結果.....	29

1 組織の概要

(1) 事業所名及び代表者

名 称： グリーンリサイクル協同組合
代 表 理 事： 堀池 彰
資 本 金： 9, 6 5 0 万円
設 立： 平成5年10月5日

(2) 所在地

所 在 地： 静岡県静岡市葵区北沼上380番地

(3) 環境保全関係の責任者及び連絡先

環境管理責任者 柳澤 敬夫
連絡先 Tel 054-265-9991 FAX 054-265-0012
E-mail jimukyoku@green-recycle.org

(4) 業務内容

産業廃棄物の収集運搬及び処分業
許可番号、有効期日

	許可番号	取得年月日	有効年月日
静岡市・処分	06221038612	平成8年3月26日	平成33年3月25日
静岡県・収集運搬	02201038612	平成8年8月8日	平成33年8月7日

収集運搬許可品目

品目	静岡県	品目	静岡県
燃え殻	○	汚泥	○
廃プラスチック類	○	動植物性残渣	○
木くず	○	金属くず	○
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	○		

車両保有台数：重機バックホー 1台 ホイールローダー 1台
フォークリフト 2台 10t級水密ダンプ 1台

中間処分

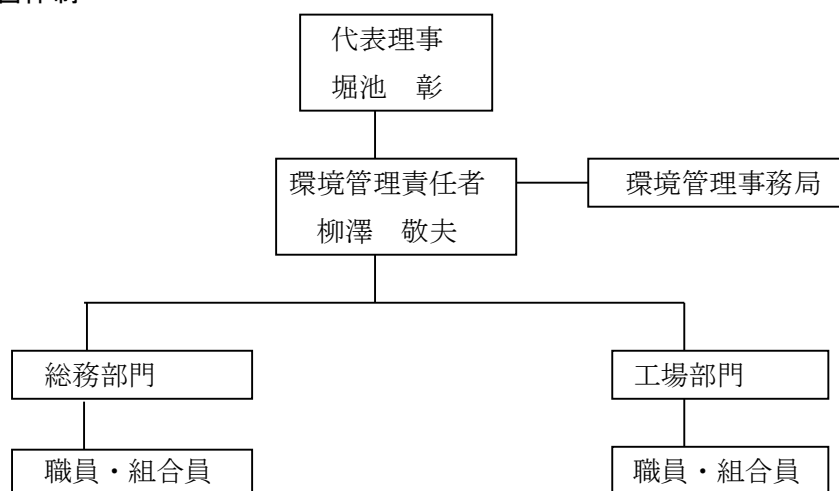
品目	乾燥	発酵	破碎
燃え殻	96 m ³ /日 (8時間)	43 m ³ /日 (8時間)	
汚泥	96 m ³ /日 (8時間)	43 m ³ /日 (8時間)	
廃油		43 m ³ /日 (8時間)	
木くず		43 m ³ /日 (8時間)	
動植物性残渣		43 m ³ /日 (8時間)	
廃プラスチック類			4.8 t/日 (8時間)
紙くず			4.4 t/日 (8時間)
金属くず			8.0 t/日 (8時間)

(5) 事業の規模

活動規模	単位	2017年	2018年	2019年
処理量	t	23,694	24,342	26,178
売上高	百万円	273	294	308
従業員	人	12	12	12
床面積	m ²	1,053	1,053	1,053

*組合員または出向者を含む。

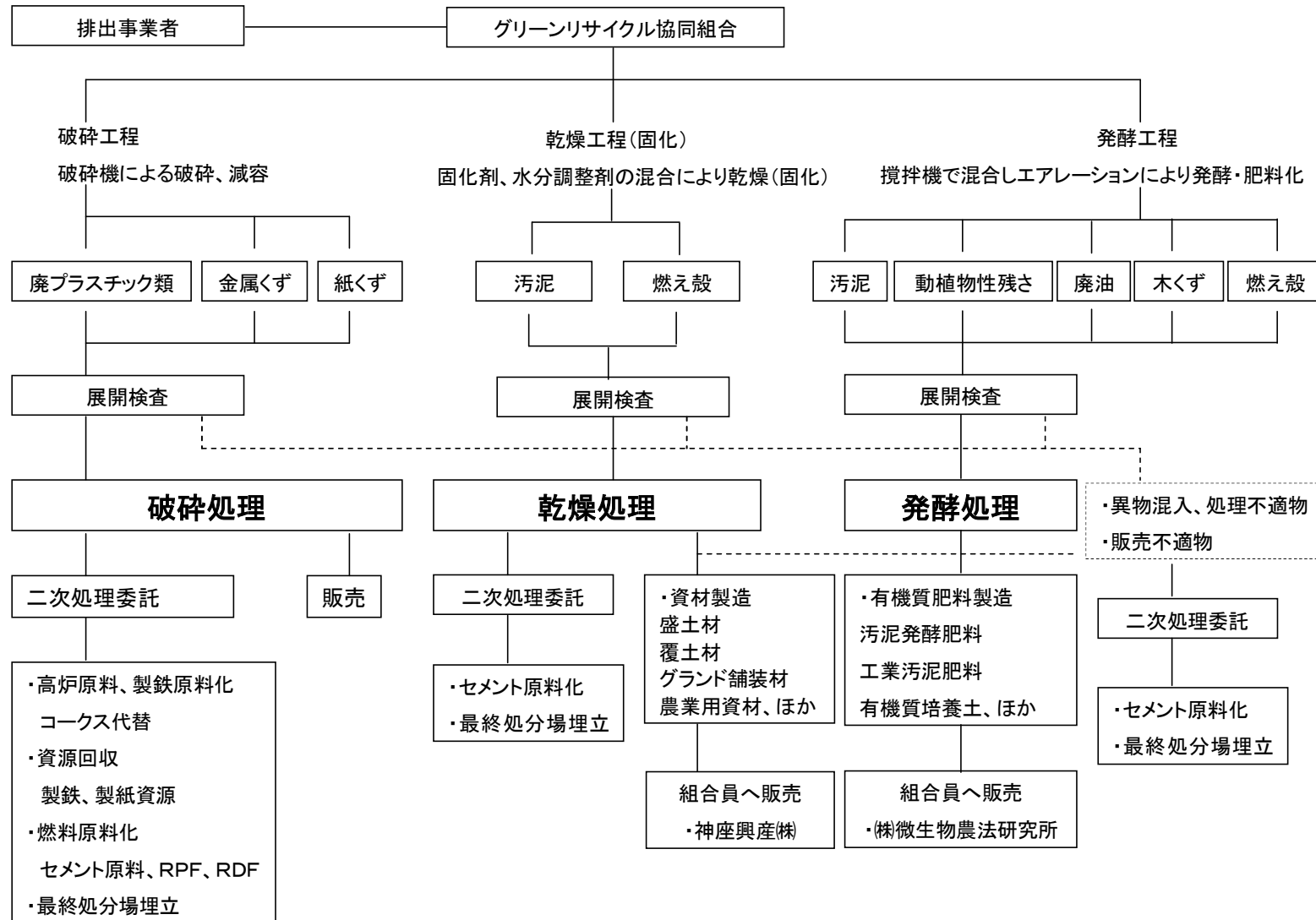
(6) EA21 運営体制



グリーンリサイクル協同組合処理工程図

(7)

平成24年4月1日



(8) グリーンリサイクル協同組合 臭気対応消臭処理フロー

2019年4月現在



開閉時タイマーによる消臭剤噴霧



場内消臭噴霧器



工場屋根・側面
発泡ウレタンを塗布



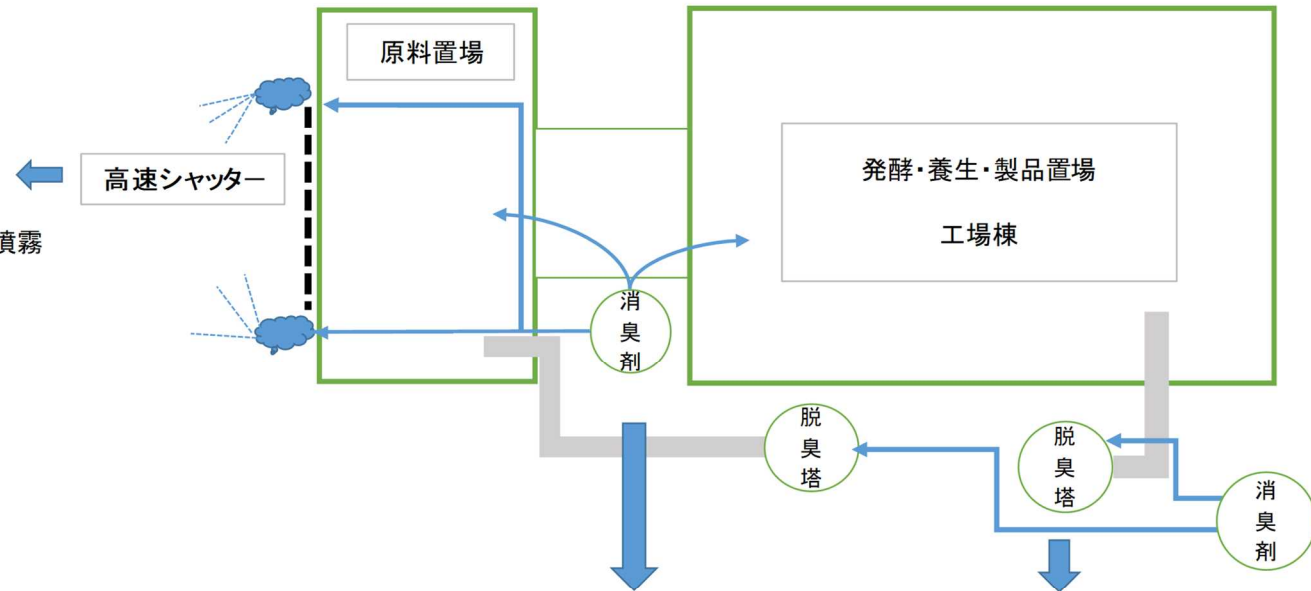
原料置場・工場棟への消臭作業



高圧洗浄機



ブロワーで誘引し、発生ガスを中和消臭



- * 施設周辺の臭気監視を一日3回実施
- * 消臭剤のより効果のある選定の継続

(9) 環境への負荷の状況（取りまとめ表）

環境への負荷		単位	2017/4～ 2018/3	2018/4～ 2019/3	2019/4～ 2020/3
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO ₂	433,315	413,706	441,961
② 受託した産業廃棄物の処理量	収集運搬量	t			
	中間処理量	t	23,694	24,342	26,178
	うち再資源化等量	t			
	最終処分量	t			
	中間処理後の産廃の処分量	t			
	うち再資源化等量	t	21,510	21,910	25,269
③ 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	熱回収	t	0.6	0.47
			t		
		最終処分量	t		
	産業廃棄物		t		
			t		
		最終処分量	t	2,186	2,434
④－1 総排水量	公共用水域	m ³	4,189	3,955	4,407
	下水道	m ³			
④－2 水使用量	上水	m ³	4,189	3,955	4,407
	工業用水	m ³			
	地下水	m ³			
⑤ 化学物質使用量	希硫酸	t	126.78	79.45	46.85
	苛性ソーダ	t	8.1	6.9	6.9
	過酸化水素水	t	14.6	14.44	14.44
	タフロック（セメント）	t	20	40	0
	消臭剤	kg	3,600	4,400	3,200
⑥ エネルギー使用量	購入電力	MJ	6,785,767	6,817,704	7,248,898
	化石燃料	MJ	1,322,771	100,952	1,105,071
	新エネルギー	MJ	0	0	0
	その他	MJ	0	0	0
⑦ 物質使用量	資源使用量	t			
	循環資源使用量	t	1.39	3.62	6.7
⑧ サイト内で循環的利用 を行っている物質等	利用された物質質量	t			
	水の利用量	m ³	10	7	18

(10) 環境コミュニケーション活動

不法投棄廃棄物の回収作業



平成31年4月19日
市職員・監視員・協会会員他
30名による不法投棄廃棄物の
回収作業に参加しました。

回収場所：静岡市清水区蒲原

回収量：1.9 t

ぼくらはさんぱい探偵団「夏休み産業廃棄物処理施設親子見学会」



令和元年 8月 2日
静岡県産業廃棄物協会の主催に
よる「夏休み親子見学会」に参
加、引率しました。市内の小学
生親子に、普段接することのな
い企業の廃棄物への取組や施設
を見学してもらい環境教育の場
を提供しています。食品工場、
廃棄物処理施設と二カ所見学し
ました。

不法投棄廃棄物の回収作業



令和元年 12月 5日
市職員・協会会員20名による
不法投棄廃棄物の回収作業に参
加しました。

回収場所：静岡市葵区横沢

回収量：1.73 t
(車両タイヤ93本含む)

2 対象範囲

(1) 認証・登録範囲

産業廃棄物処分業

*収集運搬は、業務遂行上許可を有するが、実務に於いては、環境マネジメントシステムの認証を習得している組合員が行っているため、対象範囲に含まれません。

(2) レポートの対象期間及び発行日

2019年4月1日～2020年3月31日

2020年5月25日発行

環境方針

環 境 理 念

グリーンリサイクル協同組合は、自然環境との共存共栄を目指します。また、廃棄物処理事業を通じて資源の有効利用と再資源化を推進し、社会への貢献を目指します。

環 境 方 針

- 1) 省資源、省エネルギーを実施し、電気、化石燃料の使用による二酸化炭素を削減します。
- 2) 限りある水資源を大切にしていきます。
- 3) より適正な産業廃棄物処理体制を構築し、見直しを行い、今後さらに適正処理を推進します。
- 4) 工場周辺の環境保全並びに、環境維持の為、グリーン活動を実施します。
- 5) グリーン購入を推進します。
- 6) 化学物質の適正管理を行います。
- 7) 受託した産業廃棄物の処分における環境配慮に努めます
- 8) 環境関連法令を順守します。
- 9) 当組合従業員は、本方針を深く認識し構築した環境システムを有効に活用します。
- 10) 本方針は、全従業員に周知するとともに、一般に広く公開します。

平成24年4月1日

グリーンリサイクル協同組合
代表理事 堀池 彰

4 環境目標(2020 年～2022 年)

制定 2020 年 4 月 27 日

項	目	単	位	2019 年度 (基準年)	2020 年度 0.1%減	2021 年度 0.1%減	2022 年度 0.1%減
二酸化炭素排出量		総量	kg	441,961	441,519	441,077	440,635
		原単位	kg/t	16.9	16.86	16.85	16.83
	電力	総量	kwh	737,426	736,689	735,951	735,214
		原単位	kg-CO ₂	28.2	28.14	28.11	28.09
	0.457		kg-CO ₂	337,004	336,667	336,330	335,993
	軽油	総量	L	13,944	13,930	13,916	13,902
		原単位	L/千t	534	533	532	531
	2.62434		kg-CO ₂	36,594	36,557	36,521	36,484
	灯油	総量	L	15,597	15,581	15,566	15,550
		原単位	L/千t	598	597	596	595
	2.49193		kg-CO ₂	38,867	38,828	38,789	38,750
廃棄物	一般廃棄物	総量	kg	460	459	458	457
	産業廃棄物	総量	kg	4,420	4,416	4,411	4,407
水使用量		総量	m ³	4,407	4,403	4,398	4,394
グリーン購入		総量	%	87	89	90	91
地域貢献活動	回	2 回	新型コロナウイルスの感染防止に依る				
	回	4 回	工場周辺美化活動年 4 回実施				
受託した産業廃棄物の処分における 環境配慮		-	-	発酵に係わる再資源化 100%維持			
				産業廃棄物の再資源化 90%以上維持			
化学物質使用量		-	-	適切な保管管理を行う			

* 環境目標は、2018 年度を基準年とし、基準年度比 0.1%減とする。2018 年度以降は前年実績を基準とする。

* 購入電力の二酸化炭素排出係数は中部電力(2019 年度)0.457kg-CO₂kwhとした。次年度からは基準年に合わせる。

* グリーン購入の環境目標は事務用品エコ商品の購入比率を 1%増加とした。

* 原単位は 2019年度年間取扱量 26,178t当たりとした。

5 環境活動計画

N o	取組項目	具体的活動内容
1	二酸化炭素排出量の低減	構内車両の整備
		重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る
		アイドリングストップ
		事務所内の冷暖房の温度管理（28℃&20℃）
		消費電力の小さい機器導入
		使用してない照明の消灯
		緑化運動の実施
		更新時省エネ機器への切り替えを検討
		気温変化に合わせたブロワー、ボイラーの運転
2	臭気対策	季節に合わせたブロワーの運転
		臭気監視の実施及び対応
		効率の良い消臭
		不用意なシャッター開閉を無くす
3	廃棄物の削減 リサイクル	コピー用紙の裏紙利用
		紙類の分別回収による再資源化
		廃棄物のリサイクルを検討
4	水	水道配管からの漏洩点検
		中水、雨水の利用を検討
5	グリーン購入	グリーンマーク商品の優先購入
		名刺の裏紙使用
6	グリーン活動	工場周辺の清掃活動
		新型コロナウイルスの感染防止に依る
7	化学物質の管理	安全データシートの入手
		使用量、保管量の日常点検
		効果的な薬品の選定
8	受託した産業廃棄物の処分 における環境配慮	発酵に係わる再資源化100%維持
		産業廃棄物の再資源化90%以上維持
9	環境上の緊急事態の想定と訓練	年間活動計画を立て実施
10	環境への負荷、取組のチェック	4月実施
11	法規制等遵守状況のチェック	年間活動計画を立て実施
12	環境測定の実施	年間活動計画を立て実施

6 環境目標の実績

2018 年度実績を基準に、2019 年度(2019 年 4 月～2020 年 3 月)の実績・評価を以下に示す。

項 目		単位		2018 年度 (基準年)	2019 年度 目標	2019 年度 実績	目 標 値 との 対 比	評 価	
二酸化炭素排出量		総量	kg	413,706	413,293	441,961	107%	×	
		原単位	kg／t	17.0	16.98	16.9	99%	○	
		電力	総量	kwh	693,561	692,867	737,426	106%	×
			原単位	kwh／t	28.5	28.46	28.17	99%	○
			0.497		kg-CO ₂	344,699	344,355	366,500	106%
		軽油	総量	L	15,057	15,042	13,944	93%	○
			原単位	L／千t	618	619	533	86%	○
			2.62434		kg-CO ₂	39,515	39,475	36,594	93%
		灯油	総量	L	11,835	11,823	15,597	132%	×
			原単位	L／千t	486	485	596	122%	×
			2.49193		kg-CO ₂	29,492	29,462	38,867	132%
		廃棄物	一般廃棄物	総量	kg	470	469	460	98%
産業廃棄物	総量		kg	2,140	2,138	4,420	207%	×	
水使用量		総量	m ³	3,955	3,951	4,407	112%	×	
グリーン購入		総量	%	55	56	88	157%	○	
地域貢献活動 環境活動ボランティア 									

* 環境目標は、2017 年度を基準年とし、基準年度比 0.1%/年減とする。

* 購入電力の二酸化炭素排出係数は中部電力(2014 年度)0.497kg-CO₂kwhとした。

* グリーン購入の環境目標は事務用品エコ商品の購入比率を1%増加とした。

* 2018 年度年間取扱量は 24,342 t、2019 年度年間取扱量は 26,178t です。

総評

1 二酸化炭素排出量

総量では目標を達成できませんでした。昨年は暖冬による灯油使用料の大幅減で排出量を削減出来ましたが、今期は長梅雨の影響で灯油使用料が増加し、季節によるブローワー運転も出来なかった為です。今年も季節性に左右された結果となりました。

二酸化炭素総排出量の経年変化を表1に示します

表1

	2017年	2018年	2019年
CO ₂ 排 出 総 量 (kg-CO ₂)	433,315	413,706	441,961
取 扱 量 (t)	23,694	24,342	26,178
排出総量／取扱量 (kg-CO ₂ /t)	18.3	17.0	16.88
目 標 (kg-CO ₂ /t)	17.3	18.27	16.98

2 電力・軽油・灯油

今季は長梅雨の影響で気温変化に合わせたブローワー運転が出来なかった事、9月から第1スクラバーの出力を高めたこと、2月から第2スクラバーの運転再開したことで電気量の増加となりました。

電気量の経年変化を表2に示します。

表2

	2017年	2018年	2019年
電 気 量 (kwh)	690,312	693,561	737,426
CO ₂ 排 出 量 (kg-CO ₂)	343,085	344,699	366,500
取 扱 量 (t)	23,694	24,342	26,178
電気量／取扱量 (kwh/t)	29.1	28.5	28.17
目 標 (kwh/t)	27.7	29.07	28.46

前年度より覆土製造が減少したことで使用量が減少しました。

軽油の経年変化を表3に示します。

表3

	2017年	2018年	2019年
軽 油 使 用 量 (L)	13,550	15,057	13,944
CO ₂ 排 出 量 (kg-CO ₂)	35,559	39,515	36,593
取 扱 量 (t)	23,694	24,342	26,178
使用量／取扱量 (L/t)	572	618	533
目 標 (L/t)	589	571	619

灯油の使用は特に季節性に左右され、水蒸気、結露を取るため灯油ボイラーを焚きます。水分は成果品に直接影響を与えるため、取扱量に係わらず梅雨及び冬季は使用します。

今季は特に長梅雨の影響を受け、7月以降の使用量が増加しました。昨年と比べ増加はしていますが、一昨年よりは減少しています。

灯油の経年変化を表4に示します。

表4

	2017年	2018年	2019年
灯油使用量 (L)	21,939	11,835	15,597
CO ₂ 排出量 (kg - CO ₂)	54,670	29,492	38,866
取扱量 (t)	23,694	24,342	26,178
使用量／取扱量 (L/t)	926	486	596
目 標 (L/t)	797	925	485

3 一般廃棄物・産業廃棄物・グリーン購入

一般廃棄物、グリーン購入は環境目標を達成しました。産業廃棄物は、組合敷地内の整理整頓を行い、廃棄物が増えたことで環境目標が達成できませんでした。今後も分別回収に努めます。

4 水道水

水道水の使用は主にスクラバー補給水で10m³/日程度の使用となります。今季はスクラバー循環水にヌメリが発生した事で、循環水とスクラバー充填物の入替え作業を5回実施しました。循環水の補充と充填物の洗浄で水道水の使用料が増加したことで環境目標は達成されませんでした。

水道水の経年変化を表5に示します。

表5

	2017年	2018年	2019年
水道使用量 (m ³)	4,189	3,955	4,407
月平均量 (m ³)	349	330	367
目 標 (m ³)	4,932	4,185	3,951

7 環境活動計画の取組結果とその評価、次期の取組内容

(1) 取組結果とその評価

N o	取組項目	具体的活動内容	評価
1	二酸化炭素排出量の低減	1. 構内車両の整備	○
		2. 重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る	○
		3. アイドリングストップ	○
		4. 事務所内の冷暖房の温度管理（28℃&20℃）	○
		5. 消費電力の小さい機器導入	○
		6. 使用していない電源を切る	○
		7. 緑化運動、グリーンカーテンの実施	○
		8. 更新時省エネ機器への切り替えを検討	○
		9. 気温変化に合わせたブロワーの運転	×
		10. 気温変化に合わせたボイラーの運転	○
2	臭気対策	1. 臭気監視の実施及び対応	○
		2. 効率の良い消臭	○
		3. 不用意なシャッター開閉を無くす	○
3	廃棄物の削減 リサイクル	1. コピー用紙の裏紙利用	○
		2. 紙類の分別回収による再資源化	○
4	水	1. 水道配管からの漏洩の点検	○
		2. 中水、雨水の利用を検討	○
5	グリーン購入	1. グリーンマーク商品の優先購入	○
		2. 名刺の裏紙利用	○
6	グリーン活動	1. 工場周辺の清掃活動	◎
		2. ボランティア活動への参加	◎
7	化学物質の管理	1. 安全データシートの入手	○
		2. 保管量の把握と保管タンクの日常点検	○
		3. 効果的な薬品の選定	○
8	受託した産業廃棄物の処分 における環境配慮	1. 発酵に係わる再資源化100%維持	○
		2. 廃棄物の再資源化90%維持	○
9	環境上の緊急事態の想定と訓練	1. 年間活動計画をたて実施 12 / 30	○
10	環境への負荷・取組のチェック	1. 4月実施予定 4 / 27	○
11	法規制等遵守状況のチェック	1. 年間活動計画をたて実施 11 / 8	○
12	環境測定の実施	1 騒音、臭気、浄化槽の測定を実施	○

*評価は、◎が、充分出来た ○が、出来た ×が、不十分

(2) 次期の取組内容

N o	取組項目	具体的活動内容
1	二酸化炭素排出量の低減	構内車両の整備
		重機の点検記録を記入し運転者の意識向上を図る
		アイドリングストップ
		事務所内の冷暖房の温度管理（28℃&20℃）
		消費電力の小さい機器導入
		使用してない電源を切る
		緑化運動、グリーンカーテンの実施
		更新時省エネ機器への切り替えを検討
		気温変化に合わせたブロワー、ボイラーの運転
2	臭気対策	季節に合わせたブロワーの運転
		臭気監視の実施及び対応
		効率の良い消臭
		不用意なシャッター開閉を無くす
3	廃棄物の削減 リサイクル	コピー用紙の裏紙利用
		紙類の分別回収による再資源化
4	水	水道配管からの漏洩点検
		中水、雨水の利用を検討
5	グリーン購入	グリーンマーク商品の優先購入
		名刺の裏紙使用
6	グリーン活動	工場周辺の清掃活動
		コロナウィルスの状況によりボランティア活動へ参加
7	化学物質の管理	安全データシートの入手
		使用量、保管量の日常点検
		効果的な薬品の選定
8	受託した産業廃棄物の処分 における環境配慮	発酵に係わる再資源化100%維持
		廃棄物の再資源化90%維持
9	環境上の緊急事態の想定と訓練	年間活動計画を立て実施
10	環境への負荷、取組のチェック	4月実施
11	法規制等遵守状況のチェック	年間活動計画を立て実施
12	環境測定の実施	年間活動計画を立て実施

8 グリーンリサイクル協同組合環境関連法規一覧

作 成 平成 20 年 8 月 1 日

改訂 令和元年 11 月 8 日

遵守状況 令和元年 11 月 8 日

法規等の名称	法規等の要求事項	備 考	遵守状況	評 価
廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	[自社発生廃棄物] 事業者の責務(法第 3 条) 自らの責任において処理する。 産業廃棄物保管基準(規則第8条)	一般廃棄物 紙くず(開発紙業) 缶・ビン(ベンディング) ・分別ボックス設置 産業廃棄物 ・保管表示あり ・分別ボックス設置	○	○
	優良産業廃棄物処理業者認定制度の創設 (令第 6 条の 9 等)	許可有効期間 5 年→7 年		
	[産業廃棄物収集運搬業] 産業廃棄物収集運搬業許可申請 (法第 14 条 1) 収集運搬業許可の合理化(令第 27 条 1) 許可の更新期間 5 年 (法第 14 条の3)	静岡市・静岡県(事務取扱要領) 許可書原本 事務所保管 H28年8月7日更新	○	○
	産業廃棄物処分業許可申請 (法第 14 条の6) 許可の更新期間 5 年 (法第 14 条の7)	静岡市 許可書原本 事務所保管 平成28年3月25日更新	○	○
	[産業廃棄物処理業者等による委託者への通知の義務付け] (法第 14 条第 13 項等、規則第 10 条の 6 の 2 等 法第 14 条の 3) (法第 15 条の 3 第 1 項、法第 15 条の 2 の 7)	処理を適正に行うことが困難	○	○

	[産業廃棄物管理表] 産業廃棄物運搬受託者の管理票(法第12条の3第2項) 産業廃棄物管理票の交付(規則第8条の20) 管理票の記載事項(規則第8条の21) (規則第8条の21の2) 運搬受託者・処分受託者の記載事項(規則第8条の22、24) 管理票の送付期限(規則第8条の23、25) 管理票の写しの保存期間(規則第8条の30、) 管理票の写しの送付(規則第8条の28)	C2, D, E票毎週月曜日返却 A票5年間保管 マニフェストに関するクレーム無し マニフェスト5年間倉庫にて保管	○	○
	[技術管理者] 産業廃棄物技術管理者(法第21条)	資格保有者(理事長・専務) 修了証確認(H5年8月19日) 修了証確認(H21年7月2日)	○	○
	産業廃棄物処理施設の維持管理(法第15条の2の2) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(規則第12条の6) 法第15条設備のこのほかの技術上の基準(規則第12条の7の3)	維持管理記録 施設の点検	○	○
	[収集・運搬・処分の基準] 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(令第6条、及び第6条の5)		○	○
	保管の場所に係る掲示板(規則第7条の5) 産業廃棄物保管基準(規則第8条)	保管掲示板(設置済み)	○	○
	[産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付け] 規則第7条の2の2、第7条の2	マグネット表示板	○	○
	[委託契約書] 事業者の産業廃棄物の委託の基準(令第6条の2の3) 委託契約書に添付すべき書面(規則第8条の4) 記載事項の追加(令第6条の2第4号ニ)	事務所 保管 別紙 契約書一覧 輸入廃棄物の有無	○	○

地球温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律(第5条) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進			
道路運送車両法	自動車の検査及び自動車検査証(第58条)		○	○
	乗車定員又は最大積載量(第42条)		○	○
	定期点検整備(第48条の1)			
特定家庭用機器 再商品化法	事業者及び消費者の責務(法第六条)		○	○
浄化槽法	設置等の届出(法第5条1項)	浄化槽		
	定期点検(法第8条、第9条)	GR 点検記録 保管	○	○
	法定検査(法第11条)	指定検査所で実施		
肥料取締法	帳簿の備付(第27条) 肥料の生産業者は、その生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、その名称及び数量を記載しなければならない 2 生産業者は、販売業者に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならない 3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない	帳簿 事務所保管	○	○
肥料取締法施行規則	肥料取締法施行規則第24条 生産数量の報告義務	微生物農法研究所事務所 保管	○	○
毒物及び劇物取締法	毒物又は劇物の取扱 第11条 盗難、紛失の防止 事故の際の措置 第16条の2の2 盗難、紛失したときは、直ちにその旨を警察に届け出なければならない。		○	○
フロン回収破壊法	事業者の責務 第4条 特定製品に使用されているフロン類 の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない		○	○

悪臭防止法 悪臭防止法に基づく静岡市の 規制基準等の指定	第7条 規制基準の順守義務		○	○
騒音規制法	第2条1項 特定施設	届出済み	○	○
振動規制法	第2条1項 特定施設	廃止届 平成21年9月11日	○	○
消防法	屋内消火栓設備に関する基準(消防法施行令第11条) 誘導等及び誘導標識に関する基準(消防法施行令第26条) 消防法第21条の4 火災報知機の設置(消防法施行令第21条) 消防法第17条の3項3 消防機関の検査 消防法施行規則 第31条の4 消防設備士等による点検	GR 事務所 点検記録保管	○	○
農林水産省 消費・安全局	汚泥肥料中に含まれる、放射性セシウムの取扱について	暫定基準値の設定	○	○
平成23年3月11日に発生した 東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出 された放射性物質による環境の 汚染への対処に関する特別処 置法	事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン	指定廃棄物の有無 自主的な空間線量の測定	○	○
使用済み小型電子機器等の再 資源化の促進に関する法律	第1条 政令で定める電気機械器具	平成25年4月1日施行 携帯電話端末及びPHS端末、デジタルカメラ パーソナルコンピューター等、計28分類	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律	第2条の四関係 1, 4-ジオキサンが特別管理産業廃棄物に該当	平成25年6月1日施行 特定施設から排出される一定濃度以上の1, 4-ジ オキサンを含む廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ ばいじんを特別管理産業廃棄物に指定する	○	○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の電子情報 電子情報組織の使用(法第12条の5) 情報処理センターへの登録手続及び登録期限(規則第8条の31の2、3) 登録事項(規則第8条の32)	電子マニフェスト制度 排出者として	○	○
	情報センターへの運搬又は処分の終了の報告(規則第8条の33) 情報センターへの報告期限(規則第8条の34)	受託者として		
	処分受託者の情報処理センターへの報告(規則第8条の34の2) 処分受託者の情報処理センターへの報告期限(規則第8条の34の3)	処分受託者として		
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則 静岡県規則第52号	実地確認の免除 優良認定業者に産業廃棄物の運搬を委託する場合不要とする。 優良認定業者に産業廃棄物の処分を委託する場合不要とする。 県外産業廃棄物の搬入の事前協議の免除 優良認定業者に産業廃棄物の処分を委託する場合不要とする。	平成27年4月1日施行 優良認定後	○	○
フロン排出抑制法の公布	第1種特定製品の管理者が取り組む措置 1 機器の設置環境・使用環境の維持保全 2 簡易点検・定期点検 3 フロン類の漏洩時の措置 4 フロン類算定漏えい量等の報告	平成27年4月1日施行 コマツ PC200	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	カドミウム 水質汚濁防止法に基づく排水基準が改訂これを受け 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更 燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥、0.3mg/L →0.09mg/L 廃酸、廃アルカリ 1mg/L →0.3mg/L 産業廃棄物の埋立処分基準 0.3mg/L →0.09mg/L 廃棄物最終処分場に係わるカドミウムの水質基準 排水基準(管理型) 0.1mg/L →0.03mg/L 地下水基準 0.01mg/L →0.003mg/L	平成28年3月15日施行	○	○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃水銀等(1. 廃試薬、ポロシメーターに使用された水銀 2 水銀使用製品廃棄物や水銀汚染物から回収された水銀)が特別管理産業廃棄物に指定され、その収集運搬基準・保管基準が追加される。(密閉容器に入れて運搬すること等)	平成28年4月1日施行	○	○
労働安全衛生法	一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について 1 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。 2 譲渡提出時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。	平成28年6月1日施行 平成29年3月15日リスクアセスメント実施	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法律施行規則の一部を改正する省令 1 許可申請の添付書類の様式の統一 2 登記事項証明書の添付を要する変更届の期限を10日→30日以内とする	平成29年10月1日施行 平成29年5月15日	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水銀に関する水俣条約により平成29年10月1日以降 「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物」「廃水銀等(特別管理産業廃棄物)に新たな対応が必要 1 業の許可書 2 委託契約書 3 マニフェスト 4 廃棄物保管場所の掲示板 5 帳簿 6 水銀使用製品産業廃棄物の対象 7 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)の対象 8 水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象 9 廃水銀等特別管理産業廃棄物の対象施設 10 廃棄物データシート	平成29年10月1日	○	○
大気汚染防止法	水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため 1. 石炭火力発電所 2. 産業用石炭燃焼ボイラー 3. 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 4. 廃棄物の焼却設備	平成30年4月1日施行	○	○

	5. セメントクリンカーの製造設備 における事業活動に伴う水銀等の排出を抑制			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2以上の事業者(親子会社)による産業廃棄物の処理に係る特例 親会社子会社は、産業廃棄物処理業の許可は不要(法第17条の7) 有害使用済機器の保管(法大17条の2) 都道府県知事への届出 保管・処分に関する基準遵守	平成30年4月1日施行	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	電子マニフェストの一部義務化(法大12条の5) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち前前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者は電子マニフェストを義務化	平成32年4月1日施行	○	○
PCB 特別措置法	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準 廃プラ、金属くず、陶磁器くず、紙くずの基準は含有濃度0.5mg/kg以下 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂 ポリ塩化ビフェニルが含有する可能性がある塗膜のサンプリング方法	平成31年3月28日付け環境省通知 改めての通知 令和元年10月23日付け 第4版	○	○
静岡県産業廃棄物処理業許可 関係事務取扱要領	災害により使用できなくなった産業廃棄物収集運搬業の収集運搬車両におけるレンタル 車両の使用について 事業継続の観点から対応できる。	令和元年11月8日	○	○
フロン排出抑制法	フロン類の回収が確認できない機器の引き取り禁止 引取証明書(写し)により確認	令和2年4月1日施工	○	○

グリーンリサイクル法関連チェック

「静岡市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準」

グリーンリサイクル協同組合 環境推進委員会

要求事項	該当する施設	適用される事項、基準値等	備考	遵守	評価
3（1）共通基準					
ア 囲い等の管理 ①施設の周囲に設置した囲い及び門扉が破損したときは、速やかに補修すること。	G R 門、周辺囲い			○	○
②出入口は、作業終了後、作業員の不在時等には閉鎖し、確実に施錠すること。	鍵、カード			○	○
イ 表示等の管理 ①中間処理施設であることを表示する立札その他の設は、常に見やすい状態にしておくこと。 ②表示事項に変更を生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講ずること。 ③立札その他の設備が破損したときは、速やかに補修すること。	事務所横の看板	「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」の順守		○	○
ウ 搬入道路の管理 ①搬入道路の交通安全には、常に留意すること。 ②搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。 ③搬入道路は、必要に応じて補修すること。	周辺道路	グリーン活動、グレーチング等の交換		○	○
エ 消火設備の管理 ①消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。 ②管理事務所、焼却施設等の特定の場所を除いて、火気の使用を禁止すること。	消火器、消火設備	消火器、消火設備の設置	（静岡市火災予防条例）	○	○
オ 搬入時の確認 ①搬入される産業廃棄物に係る排出事業者、品目等について、常に契約書、マニフェスト等により確認し、これが不明の場合は、受け入れないこと。	契約書保管ファイル 受託 7冊 委託 3冊	展開検査の実施、事前確認	事務局保管	○	○
②中間処理できる品目以外の産業廃棄物が混入されないよう排出事業者及び収集・運搬業者との連絡を密にし、管理体制を確立しておくこと。		展開検査の徹底、事前確認		○	○
③県外から搬入される産業廃棄物については、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡市条例第6号）に基づく事前協議内容と相違のないことを確認すること。	事前協議ファイル	事前協議書の写しの保管	事務局保管	○	○
カ 放流水の検査 ①施設からの排水（雨水及び生活雑排水を除く。以下同じ。）を公共用水域に放流する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の6第8号に定める水質検査を次により実施すること。 （ア）放流水の水質が別表1に定める基準に適合するように維持管理すること。 （イ）水質検査の回数は、年間の変動に配慮して、年1回以上行うこと。	該当施設なし	自主検査の実施 1回／月	事務局保管	○	○
②水質検査の結果に異常があるときは、直ちに作業を中止し、市長に報告するとともに、原因調査その他の必要な措置を講ずること。	該当施設なし	法第21条の2に基づく事故及び措置の概要の報告		○	○
キ 事故の防止 事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施すること。	G R 内施設	日常点検の実施 （施設チェックリスト） （脱臭プラント関係維持管理点検表）		○	○

<u>ク 雨水等の流入防止等</u> ①施設内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、施設内の産業廃棄物が雨水等と接触して汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。 ②施設からの排水は、地下浸透による排出をしないこと。	G R側溝、路面	側溝清掃	定期的 1回／月	○	○
<u>ケ 管理事務所</u> ①事務所内の見やすい場所に、処理工程図を掲示すること。	総務1階	処理フロー図の掲示		○	○
②施設の維持管理に係る措置の記録、帳簿、マニフェスト等を常に備え置いて、適切に保存すること。	マニフェスト・帳簿 施設維持管理記録	維持管理記録の作成		○	○
<u>コ 協定の遵守</u> 地域の組織等との間に生活環境の保全に関する協定を締結したときは、これを遵守して維持管理すること。	グリーン清掃活動、他	地域住民への配慮		○	○
(2) 個別基準					
<u>カ 破碎施設</u> ①騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準以下とするための適切な騒音・振動対策を講ずること。	送風機	騒音規制法 静岡県公害防止条例 H7.12.21届出済	1回／年	○	○
② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第9項に定める基準によること。	破碎機	施行規則第12条の7第9項 1 破碎によって生ずるふんじんの飛散防止 2 ーヲ 火災予防、消火器等の設置		○	○
<u>キ 汚泥の乾燥施設</u> それぞれ省令第12条の7第2項、第3項、第4項、第10項、第13項、第14項及び第15項に定める基準によること。	キルン	施行規則第12条の7第3項1号 乾燥設備を乾燥に適した状態に保つ		○	○

要求事項	該当する施設	適用される事項、基準値等	備考	遵守	評価
事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。 （１） 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項 （２） その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項 2 事業者は、前項の産業廃棄物管理責任者が同項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようにするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。	G R	静岡市条例第 8 条 産業廃棄物管理責任者 柳澤 敬夫		○	○
事業者（法第 1 2 条第 3 項に規定する中間処理業者を含む）は、その産業廃棄物（法第 1 2 条第 3 項に規定する中間処理業産業廃棄物を含む）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするとき（従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。）は、規定で定めるところにより、当該委託に係わる運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規定で定める事項を実地に確認しなければならない。	事業者が行う実地の確認の協力。 リサイクル先及び最終処分先。	静岡市条例第 1 0 条 毎年 1 回以上定期的に確認。 条例施行規則 4 条 4 確認記録は 5 年間保管。	実地の確認結果報告書 作成 計画を立てて実施する	○	○
産業廃棄物処分業者（法第 1 4 条第 6 項の規定により許可を受けた者をいう。）特別管理産業廃棄物処分業者（法第 1 4 条第 6 項の規定により許可を受けた者をいう。）その他規定で定める者は、事業所から委託を受けて県外産業廃棄物の処分をおこなおうとするときは、あらかじめ、規定で定めるところにより、第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項の規定による協議の状況を確認しなければならない。	県外産業廃棄物を受け入れる場合	静岡市条例第 1 4 条 県外産業廃棄物の種類、数量その他の規定で定める事項の確認	岩崎保管	○	○
その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために法第 1 5 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、規定で定めるところにより、当該事業場における産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。 2 産業廃棄物処理業者は、規定で定めるところにより、受託した産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。	キルン	静岡市条例第 1 7 条 毎年 6 月 3 0 日までに、前年度 1 年間分の処理状況報告（産業廃棄物の種類ごと等）。		○	○
産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係住民から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。	該当なし	静岡市条例第 2 7 条の 2 , 3 移動式処理施設の事前手続き「設置」 適用除外の追加 規則第 3 2 条の 2 適用除外施設 1 汚泥の脱水施設又は造粒固化施設 2 木くず又はがれき類の破碎施設	平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 建設現場からの搬入の可能性	○	○

1 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反等はありませんでした。

2 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

9 代表者による全体評価と見直し

	レビュー項目	代表者の評価及び指示事項
①	環境目標の達成状況 CO ₂ 排出量の環境目標は、総量では未達成、原単位では達成できました。 環境目標及び実績表	今季も季節性に左右された一年でした。中期的には減少しているので、本来計画の夏場の効果的なブローワー運転が出来るよう目標達成に励んでください。
②	環境関連法規等の遵守状況 環境関連法規一覧	適正に遵守されている。来期は産業廃棄物処分業の許可更新となるので対応する事。
③	環境に関する課題 検討事項報告書	経年劣化や気象変化による設備補修、取扱品の質と量の変化による問題発生等があったが柔軟に対応している。これらは毎年同じような事例が課題となっているので日々の管理、監視に励んでください。
④	環境活動計画の実施及び運用結果 環境活動計画の取組結果とその評価	環境活動計画の取組は全般に良い取り組みが出来た。来期は感染症の影響が考えられるので慎重な行動を行うように。
⑤	外部からの環境に関する苦情及び要望事項 外部情報受付記録	臭気対策は安定している。季節の変わり目に注意して、今後も周辺の臭気監視に細心の注意を払ってください。
見直しの結果 環境配慮に重点を置き、安全、丁寧に環境活動に取り組んでください。		

実施日 2020年5月24日

代表者氏名 堀池 彰